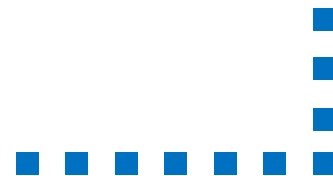


母性健康管理



第1子出産を機に離職した割合

単位 (%)

出産1年前

無職 20.7

有職 78.8

出産半年後

無職 42.7

有職 36.6



母性健康管理の必要性

- 女性の社会進出や、その後の継続した就業が求められている。
- 妊娠中または出産後も安心して働き続けることができるための環境作りが必要



母性健康管理に関連する主な法律

- 母子保健法
- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 育児・介護休業法
- 男女雇用機会均等法…etc



妊産婦等の就業制限の業務

すべての女性

- 妊娠に影響する有害物のガス、蒸気などの発散する場所での業務
- 重量物を取扱う業務（断続30kg, 継続20kg）

妊婦および産婦

- 震動器具の使用業務

妊婦

- ボイラーの取扱い
- クレーン等の運転業務などの危険有害業
（労働基準法、女性基準規則）

妊娠中、産後に注意すべき状態

- つわり、妊娠悪
- マタニティブルー
- 流産、早産
- 産後の回復不全
- 妊娠高血圧症候群
- 育児ノイローゼ
- 全身の倦怠感
- 貧血
- 腰痛症



妊婦健康診査

- 母子の健康管理のために行われている健診。
- 母子保健法に基づいて各市町村別に行われている。
- その時間の確保が男女雇用機会均等法で事業主に求められている。



母性健康管理指導事項連絡カード

- 妊娠中および出産後の女性労働者が主治医などから受けた指導事項および必要な措置を事業主に知らせるカード。
- 事業主はカードの提出等により申し出があった場合、記載内容等に沿って必要な措置を講じなければならない（男女雇用機会均等法第13条）。

母性健康管理指導事項連絡カード

利 点

- 医師の指示を直接的に事業主に伝えることができる。
- 事業主側も対応がしやすくなる。

欠 点

- 周知が不十分。
- カード記載に文書料がかかる。
また、その料金に関しても病院によって異なる。

時期に応じた対応①

妊娠発覚

- 会社に報告。報告することで妊婦健診に必要な時間の確保につながり、また会社側も対応がしやすくなる。



報告
相談

妊娠・出産に関する会社の制度を
自分で確認しておく。

時期に応じた対応②

3～4カ月

- 朝・夕の通勤ラッシュがつらい方は30～60分の時差通勤、1日30～60分の勤務時間短縮、通勤手段の変更などの措置を受けることができる。



母子の健康を
大切に

つわりの悪化や流産・早産などに
つながるおそれがあるため。

時期に応じた対応③

適宜

- 妊娠中の症状に関して、医師の指導を受けた場合は、母性健康管理指導事項連絡カードを用い、必要な措置を受ける。

母性健康管理指導事項連絡カードが提出されたら必要な措置をとりましょう。



Ex) 適宜の休養、補食のための休憩、作業制限、勤務時間の短縮 …etc

時期に応じた対応④

8～9カ月

- 出産予定日の6週間前（双子の場合は14週前より）から申請すれば産前休業が取得できる。



出産に備える大切な時期なので
無理せず、ゆったりと準備を行いましょう。

時期に応じた対応⑤

出産直後

- 出産翌日から8週までは就業させることができない。

出産後

- 1年未満であれば、健康診査に関して主治医に従って必要な時間の確保ができる。また、1日2回少なくとも30分ずつの育児時間を確保できる。



まとめ

- 「言われたら対応する」「うちは今のところ聞いてない」などと思っていないですか？
- 女性が言いにくい環境だと考えたことはありますか？
- 多くの事業場で相談できずに困っている女性がいます。
- 現状把握をするために意見が挙げやすい環境作りをしましょう。